

資料2

市町村事業における

がん検診の事業評価の手法について

がん検診に関する検討会

中間報告(案)

平成19年3月

がん検診に関する検討会

目次

I	はじめに	1
II	事業評価の意義	2
	1 事業評価の重要性	
	2 事業評価の指標	
	3 「事業評価のための点検表」の活用	
III	「事業評価のための点検表」の主な新規・変更内容	4
	1 検診実施機関用の「事業評価のための点検表」について	
	2 市町村用の「事業評価のための点検表」について	
	3 都道府県用の「事業評価のための点検表」について	
IV	おわりに	5

別添1

○胃がん検診のための事業評価のための点検表

【検診実施機関用】

【市町村用】

【都道府県用】

○大腸がん検診のための事業評価のための点検表

【検診実施機関用】

【市町村用】

【都道府県用】

○乳がん検診のための事業評価のための点検表

【検診実施機関用】

【市町村用】

【都道府県用】

○子宮がん検診のための事業評価のための点検表

【検診実施機関用】

【市町村用】

【都道府県用】

I はじめに

- 本検討会は、広義の精度管理の一環として、乳がん検診及び子宮がん検診における事業評価の意義や手法について検討し、平成17年2月に「老人保健事業に基づく乳がん検診及び子宮がん検診における事業評価の手法について」と題する中間報告を取りまとめ、市町村や検診実施機関が事業評価やその結果に基づく改善を行う際に活用できるように「事業評価のための点検表」も併せて示した。
- その後、平成18年2月には、「老人保健事業に基づく大腸がん検診の見直しについて」中間報告を取りまとめ、検診実施機関用、市町村用の点検表に加え、都道府県用の「事業評価のための点検表」も示した。
- これらを受け、同年3月に改正された「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(平成10年3月31日老健第64号厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知)」(以下「がん検診指針」という。)において、子宮がん、乳がん、大腸がん検診の市町村用、検診実施機関用の事業評価のための点検表を示し、同時に改正された「健康診査管理指導等事業実施のための指針(平成10年3月31日老健第65号厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知)」(以下「健康診査管理指導等実施指針」という。)において、大腸がん検診の都道府県用の事業評価のための点検表を示した。
- 平成18年7月から開催された本検討会では、市町村事業における胃がん検診の見直しについて検討されたが、その検討過程で、胃がん検診の事業評価のための点検表についても検討された。それに併せて、今まで示されてきた、大腸がん検診の事業評価のための点検表が見直された。さらに、子宮がんや乳がん検診における事業評価のための点検表についても、市町村用と検診実施機関用を見直すとともに、新たに、都道府県用を作成することが検討された。

II 事業評価の意義

1 事業評価の重要性

- 「老人保健事業に基づく乳がん検診及び子宮がん検診における事業評価の手法について」以降の中間報告書の中でも記したように、がん検診においては、事業の質を確保することが極めて重要であり、その徹底は、早期のがんをできる限り多く発見し、同時に不必要な精密検査を減らすことに大いに資することとなる。また、がん検診における診断技術を一定以上に保つとともに、その効果・効率等を明らかにする上でも有益である。

2 事業評価の指標

- 市町村事業におけるがん検診の事業評価については次の三つの指標で行うことが適当である。

1. 技術・体制的指標

- ・検診実施機関の体制の確保(設備、医師・技師等の人員等)
- ・実施手順の確立 等

2. プロセス指標

- ・がん検診受診率
- ・要精検率
- ・精検受診率
- ・陽性反応適中度
- ・がん発見率 等

3. アウトカム指標

- ・死亡率

- 市町村が民間事業者にがん検診を委託する際には、原則として一般競争入札による契約によるが、がん検診事業の一般競争入札に当たり、仕様書に委託基準等を明確に示さずに行った場合には、事業の質にかかわらず最低の価格をもって入札した検診実施機関が落札することになり、結果として、がん検診事業の質が担保されないおそれが生じる。そこで、「老人保健事業に基づく乳がん検診及び子宮がん検診における事業評価の手法について」の中でも記されているように、仕様書には、「事業評価のための点検表」の事項を参考に、設備、人員、運営等に係る基準等を盛り込むことが重要である。

- なお、仕様書については、現在行われている研究の報告を待ち、今後、その報告を基に作

成し、提示することとする。

3 「事業評価のための点検表」の活用

- がん検診の実施主体である市町村や検診実施機関が、確実かつ円滑に事業評価及びその結果に基づく改善を行うために、必要な事項を漏れなく系統的に検討する手法として、「事業評価のための点検表」を示してきた。
- 「事業評価のための点検表」は、これまでに乳がん、子宮がん及び大腸がん検診については市町村と検診実施機関用を、大腸がん検診についてはさらに都道府県用を示している。
- 本検討会では、大腸がん検診の「事業評価のための点検表」を基に、胃がん検診について、都道府県、市町村及び検診実施機関用の「事業評価のための点検表」を、乳がん、子宮がん検診については都道府県用の「事業評価のための点検表」示した。併せて、既存の「事業評価のための点検表」の見直しも行った。

Ⅲ 「事業評価のための点検表」の主な新規・変更内容

1 検診実施機関用の「事業評価のための点検表」について

- 乳がん検診のための点検表では、撮影技師や読影医師の資格要件として、マンモグラフィ精度管理中央委員会による研修会の受講を定めた。
- 大腸がん検診のための点検表で、市町村への結果報告の期限を、検体回収後に1週間以内であったのを、2週間以内に変更した。これは、検診実施機関の実情に合わせたものである。
- 胃がん検診のための点検表では、エックス線写真の撮影やエックス線写真の読影の精度管理について規定した。

2 市町村用の「事業評価のための点検表」について

- がん検診の対象者数の把握の有無を加えた。
- 受診者の前回未受診率の集計の有無の代わりに、過去の検診受診歴別の集計の有無を尋ねることとした。また、過去の検診受診歴別の集計の有無については、要精検率や、精検受診率に関しても尋ねることとした。
- 精密検査の報告の有無に加えて、治療の結果報告を受けているかを尋ねることとした。
- 集計を年齢階級別だけでなく、性別でも行っているかを尋ねることとした。

3 都道府県用の「事業評価のための点検表」について

- 成人病検診管理指導協議会を生活習慣病検診管理指導協議会と改めた。
- 集計を年齢階級別だけでなく、性別でも行っているかを尋ねることとした。
- 受診者の前回未受診率の集計の有無の代わりに、過去の検診受診歴別の集計の有無を尋ねることとした。また、過去の検診受診歴別の集計の有無については、要精検率や、精検受診率に関しても尋ねることとした。

IV おわりに

- 本報告書は乳がん、子宮がん、大腸がん及び胃がんの死亡率減少のため、すべての市町村において質の高いがん検診が実施されることを目指してとりまとめたものである。
- 本報告書を踏まえ、国、都道府県、市町村及び検診実施機関においては、国民の信頼に応えるべく、乳がん検診、子宮がん検診、大腸がん検診及び胃がん検診について「事業評価のための点検表」等を活用しつつ、がん検診の質の向上に努めることが期待される。
- 本報告書を契機として、一人でも多くの国民ががん検診の重要性について理解を深め、自ら積極的にがん検診を受診するようになることを期待する。